

京都市告示第137号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年4月30日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
小山四ノ宮線	山科区小山一石畑57番地の1地先から	旧	メートル 10.00	メートル 5.20 ~11.59
	同町55番地の31地先まで	新	10.00	11.80 ~14.40

(建設局土木管理部道路明示課)